

答申第 691 号

平成 30 年 11 月 13 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 3 月 6 日付けで諮問された特定会議参加経緯文書公開の件（諮問第 804 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、「特定法人との打合せについて」と記載された復命書を特定し、公開したことは妥当であるが、平成 29 年 4 月 19 日に開催された特定地区のまちづくりに関する会議の資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 29 年 12 月 18 日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、同年 4 月 19 日に特定法人 X で行われた特定地区のまちづくりに関する会議（以下「本件会議」という。）に実施機関及び特定法人 X が参画した経緯等が分かる文書一式（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成 29 年 12 月 27 日付けで、「特定法人との打合せについて」と記載された復命書（以下「本件復命書」という。）を対象文書として特定の上、そのすべてを公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成 30 年 1 月 24 日付けで、知事に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

- ア 本件復命書以外にも、実施機関が本件会議に参画した明確かつ具体的な根拠が分かる文書が存在するはずである。
- イ 本件処分においては、特定法人 X が本件会議に参画した経緯が分かる文書が特定されていない。
- ウ 審査請求人が、特定地区のまちづくりにかかわる別の部署に行政文書の公開請求を行った結果、公開された文書には、本件会議に関する資料等が存在

する旨記載されているが、実施機関からは、本件会議の記録類及び資料が公開されていない。

(2) その他

ア 本件復命書の内容から、実施機関が本件会議に参画するのは不自然であるため、その理由について説明すべきである。また、本件会議について説明すべきである。

イ 許認可する立場の神奈川県が本件会議に参画するのは問題であり、実施機関はこの点について説明すべきである。

ウ 特定日に特定企業Aと特定市αが、特定地区まちづくりに関する調査業務委託契約を締結しているが、同契約の入札に特定企業Bが参加していることに疑問がある。

エ 特定市αは特定地区について、特定日付け特定年度整備計画策定業務委託ほか15件の業務委託等を行っているが、これら以外にも特定市α及び特定市βが検討した事項及び業務委託があると推認されるため、実施機関はこの点について説明すべきである。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 本件会議は、特定地区のまちづくりに係る土地区画整理事業の検討を行うに当たって、実施機関が、当該事業に精通した特定法人Xから当該事業に係る助言を得るために行われたものである。

実施機関においては、通常、意思決定を伴わない助言を得る程度の打合せについては、事前に打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成せず、当該打合せに参加することについて、起案文書を作成しての伺いを立てないこともある。本件会議は、前記のとおり、特定法人Xに対して助言を求める程度の軽易なものであったことから、本件会議に先立ち、本件会議の議題等に関する文書や本件会議に参加することについての起案文

書を作成せず、本件会議終了後に本件復命書のみを作成した。

イ もっとも、本件会議終了後に実施機関が作成した本件復命書には、本件会議が実施された目的が記載されていた。そのため、実施機関は、本件復命書が本件請求の趣旨である「実施機関及び特定法人 X が本件会議に参画した経緯が分かる文書」に該当するとして、本件対象文書として特定したものである。

なお、本件会議は軽易なものであったため、本件復命書以外に処理内容等を記載した文書は作成していない。

(2) 本件会議の資料について

本件会議の資料（以下「本件会議資料」という。）については、実施機関において管理しているが、それらは、特定地区のまちづくりに係る業務委託仕様書案、同業務委託に関する概算計算書、特定地区のまちづくりに関する平面図及び特定協議会に関する資料であり、いずれも本件請求の趣旨に合致するものではないため、本件対象文書として特定しなかったものである。

(3) その余の文書について

ア 実施機関が定めたファイル基準表によると、本件請求の対象文書が存在するとすれば、同基準表上の「特定地区の都市づくり」に該当するものとなる。実施機関においては、「特定地区の都市づくり」が保存されるフォルダ及びその周辺のフォルダを検索したが、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しなかった。

イ また、念のため、条例第 3 条第 1 項に規定される行政文書に該当しないとされる文書についても、本件請求の趣旨に合致するものがあるか確認を行ったが、該当する文書は存在しなかった。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 本件復命書について

(ア) 当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、実施機関においては、意思決定を伴わない助言を得る程度の打合せについては、事前に打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成せず、当該打合せに

参加することについて起案文書を作成しての伺いを立てないこともあることが認められる。

本件会議は、本件復命書の内容に照らすと、特定地区のまちづくりに係る土地区画整理事業を行うに当たって、実施機関が、同事業に精通する特定法人Xの助言を得るために行われたものであることは明らかである。そのため、実施機関が、特定法人Xから助言を得ることを目的とする本件会議への参加に当たり、議題等に関する文書及び本件会議への参加に関する起案文書を作成せず、本件復命書のみを作成したと説明することに、特段不合理な点は認められない。

- (イ) 審査請求人は、前記3(1)イのとおり、特定法人Xが本件会議に参加した経緯が分かる文書が特定されていない旨を主張する。しかし、当審査会が確認したところ、本件復命書には、本件会議が実施された目的が記載されており、かかる目的から、実施機関及び特定法人Xが本件会議に参加した経緯が明らかになっていることが認められる。そのため、実施機関が、かかる目的が記載されていることを理由に、本件復命書を本件対象文書として特定したと説明することに、特段不合理な点は認められない。

イ 本件会議資料について

- (ア) 審査請求人は、前記3(1)ウのとおり、本件会議の記録類及び資料が存在する旨主張している。一方、実施機関は、前記4(2)のとおり、本件会議資料については、実施機関において管理しているが、当該文書は本件請求の趣旨に合致しないため、本件対象文書として特定しなかった旨説明している。このため、本件会議資料が本件対象文書に該当するか否か、以下、検討する。
- (イ) 一般に、会議結果を報告するに当たっては、当該会議の資料に復命書を添付して行われる。しかし、本件については、本件復命書と本件会議資料がそれぞれ独立した行政文書として取り扱われており、実施機関によるこのような取扱いが妥当であるかが問題となる。

条例第4条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定している。同条は、公開請求の対象となるのは「情報」で

はなく「行政文書」であることを明らかにしており、公開請求の対象をその情報が記録されている部分のみではなく、当該行政文書全体すなわち行政文書単位とすることを定めたものであると解される。

また、複数の文書が存在する場合に、それらの文書が一つの行政文書であるか否かを判断するに当たっては、当該文書の記載内容、性質、作成及び保管状況等の事情を総合的に考慮すべきと考えられる。

(ウ) これを本件について見ると、本件会議資料は、特定地区のまちづくりに係る業務委託仕様書案等であり、本件会議に際して提示されたものであることは明らかである。また、本件復命書の内容は簡素なものであり、本件会議資料の存在を前提として作成されたものと解される。さらに、本件復命書と本件会議資料は物理的に結合されていないものの、両文書が重ねられた上で、同一のフォルダ内で保管されていたことが認められる。したがって、これらの事情を考慮すると、両文書は、全体として一つの行政文書であると評価するのが相当と考えられる。

(エ) 以上から、本件会議資料は、当該文書を単体としてみれば、本件請求の趣旨である「実施機関及び特定法人 X が本件会議に参画した経緯が分かる文書」に合致しないものの、本件復命書と一体の行政文書と解されることから、本件対象文書に該当すると判断する。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、前記 3 (2) アからエまでのとおり、実施機関の事務事業のあり方に疑問を呈した上で、その点について説明を求める旨主張している。しかし、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第 5 条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、実施機関の事務事業のあり方に関する審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 3 月 8 日	○ 諮問
7 月 23 日 (第 186 回部会)	○ 審議
8 月 13 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
8 月 22 日 (第 187 回部会)	○ 審議
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 30 日 (第 189 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 11 月 13 日現在) (五十音順)